平成２３年（フ）第５１７６号
東京都渋谷区円山町８－３－401
債務者　関根　礼子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５１９６号
東京都板橋区赤塚新町３丁目18－２－201
債務者　工藤　勲
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５１９７号
東京都板橋区赤塚新町３丁目18－２－201
債務者　工藤　幸子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２００号
埼玉県桶川市末広１丁目２－31－202
債務者　根本ひろみ
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２０９号
千葉県船橋市高根台６丁目41－13　ハイツ73－102
債務者　平田　正美
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２１０号
東京都葛飾区柴又１丁目12－11－203
債務者　廣田　一洋
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２１２号
東京都新宿区高田馬場３丁目44－12－403
債務者　寺崎　大剛
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２２０号
東京都世田谷区等々力１丁目30－11－408
債務者　西村　里佳
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２２１号
東京都大田区大森北１丁目12－11－501
債務者　新盛　美之
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２２２号
東京都練馬区富士見台３丁目６－４－203
債務者　菊池　良子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２２５号
埼玉県戸田市美女木東１丁目２－25－Ｂ－511
債務者　関口　聡美
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２２８号
東京都荒川区西尾久５丁目12－10　加藤方
債務者　新井　努
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２３９号
千葉県柏市酒井根２丁目３－１－207
債務者　吉沼　明
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２４５号
千葉県柏市旭町２丁目10－30－107
債務者　坂本　幸子（旧姓古賀）
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２４７号
東京都豊島区池袋本町１丁目38－15－203
債務者　清松　健二
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２４８号
東京都杉並区堀ノ内１丁目15－31
債務者　吹越　知美
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部